

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第33号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>第11条から第11条の4まで 削除</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第11条の17 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第9条の17第3項第2号に規定する「人事委員会 が認める場合」とは、<u>第1項</u>の作業又は<u>第3項</u>の作業のうち <u>第1項</u>の作業に相当する作業に引き続き2日以上従事し、 かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場 合であって人事委員会が認めるものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 条例第10条の2第1項第10号に規定する「人事委員 会の定める特別な事情」とは、突発的に発生した作業に従 事するために、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及 び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第10条 に規定する祝日法による休日等で職務に専念する義務を免 除される時間を除く。）に引き続かない時間において緊急 の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業に従事</p>	<p><u>(危険鳥獣捕獲等手当)</u></p> <p>第11条 条例第9条第1項に規定する「人事委員会の定める もの」とは、次に掲げる作業とする。</p> <p><u>(1) 危険鳥獣の捕獲等をするための作業で著しく危険で あるものとして人事委員会が別に定めるもの</u></p> <p><u>(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律（平成14年法律第88号）第2条第7項に規定するわな の設置等の作業（前号の作業を除く。）</u></p> <p><u>(3) 前2号の作業に準ずる作業として人事委員会が別に 定める作業</u></p> <p>2 条例第9条第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲 げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号の作業 作業1回につき 5,000円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号の作業 作業1日につき 380円</u></p> <p><u>(3) 前項第3号の作業 作業1回につき 380円</u></p> <p>第11条の2から第11条の4まで 削除</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第11条の17 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 条例第9条の17第3項第2号に規定する「人事委員会 が認める場合」とは、<u>第2項</u>の作業又は<u>第4項</u>の作業のうち <u>第2項</u>の作業に相当する作業に引き続き2日以上従事し、 かつ、いずれかの日において人命救助の作業に従事した場 合であって人事委員会が認めるものとする。</p> <p>8 [略]</p> <p>(刑事作業手当)</p> <p>第13条 条例第10条の2第1項第10号に規定する「人事委員 会の定める特別な事情」とは、突発的に発生した作業に従 事するために、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及 び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第10条 に規定する祝日法による休日等で職務に専念する義務を免 除される時間を除く。）に引き続かない時間において緊急 の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業に従事</p>

する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。）でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）であるものとする。

2～6 [略]

7 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(14) [略]

(15) 条例第10条の2第1項第15号の作業

ア 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の警衛又は警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の警護の作業 作業1日につき1,150円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、590円）

イ アに掲げる作業以外の作業 作業1日につき640円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、80円。ただし、人事委員会が別に定める皇族の警衛の作業に従事した場合にあっては、これらの額に510円を加算した額）

(16) 条例第10条の2第1項第16号の作業

ア 第6項第1号の作業 作業1日につき1,640円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、1,080円）

イ 第6項第2号の作業 作業1日につき1,100円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、540円）

ウ 第6項第3号の作業

（ア）第6項第1号の作業に付随して行われる作業 作業1日につき1,100円（同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、540円）

する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から従事する場合に限る。）でその従事する時間帯の一部又は全部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。）であるものとする。

2～6 [略]

7 条例第10条の2第1項第17号に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。

(1) 危険鳥獣の捕獲等をするための作業で次に掲げるもの

ア 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範（平成14年国家公安委員会規則第16号）第4条第4号に掲げる任務に係る作業

イ 危険鳥獣による被害の危険がある区域内において行う作業（アの作業を除く。）

(2) 前号の作業に準ずる作業として人事委員会が別に定める作業

8 条例第10条の2第2項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(14) [略]

(15) 条例第10条の2第1項第15号の作業

ア 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の警衛又は警護要則第2条第1号に規定する警護対象者の警護の作業 作業1日につき1,150円（同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、590円）

イ アに掲げる作業以外の作業 作業1日につき640円（同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、80円。ただし、人事委員会が別に定める皇族の警衛の作業に従事した場合にあっては、これらの額に510円を加算した額）

(16) 条例第10条の2第1項第16号の作業

ア 第6項第1号の作業 作業1日につき1,640円（同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、1,080円）

イ 第6項第2号の作業 作業1日につき1,100円（同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、540円）

ウ 第6項第3号の作業

（ア）第6項第1号の作業に付随して行われる作業 作業1日につき1,100円（同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、540円）

(イ) (ア)に掲げる作業以外の作業 作業1日につき820円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

エ 第6項第4号の作業 作業1日につき820円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

オ 第6項第5号の作業 作業1日につき820円(同一の日に第7項第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

8 [略]

9 同一の死体について、第7項第6号ア及び同号ウに掲げる作業に従事した場合には、同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。

(手当額の特例)

第32条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)～(8) [略]

(9) 刑事作業手当(第13条第7項第3号ウ、第8号及び第14号イに掲げる作業に係る刑事作業手当に限る。)

2 [略]

附 則

1～12 [略]

13 条例附則第10項の規定により読み替えて適用される条例第10条の2第1項第6号の死体を取り扱う作業等に係る手当の額は、第13条第7項第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

14～21 [略]

(イ) (ア)に掲げる作業以外の作業 作業1日につき820円(同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

エ 第6項第4号の作業 作業1日につき820円(同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

オ 第6項第5号の作業 作業1日につき820円(同一の日に第1号の作業に従事した場合にあっては、260円)

(17) 条例第10条の2第1項第17号の作業

ア 前項第1号アの作業 作業1回につき 1,640円

イ 前項第1号イの作業 作業1回につき 1,100円

ウ 前項第2号の作業 作業1回につき 380円

9 [略]

10 同一の死体について、第8項第6号ア及び同号ウに掲げる作業に従事した場合には、同号ウに掲げる作業に係る手当を支給しない。

(手当額の特例)

第32条 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。

(1)～(8) [略]

(9) 刑事作業手当(第13条第8項第3号ウ、第8号及び第14号イに掲げる作業に係る刑事作業手当に限る。)

2 [略]

附 則

1～12 [略]

13 条例附則第10項の規定により読み替えて適用される条例第10条の2第1項第6号の死体を取り扱う作業等に係る手当の額は、第13条第8項第6号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(4) [略]

14～21 [略]

(高病原性鳥インフルエンザ等に対処するための防疫等作業手当の特例)

22 条例附則第19項に規定する家畜伝染病であって「人事委員会が定めるもの」とは、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、^{てい}口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱とする。

	<p>(他の職への降任等をされた職員等に対する手当の特例)</p> <p>22 [略]</p>	<p>23 <u>条例附則第19項に規定する畜舎の敷地に準ずる区域として「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる区域とする。</u></p> <p>(1) <u>条例附則第19項に規定する患畜又は同項に規定する疑似患畜（以下「患畜等」という。）の死体を焼却し、又は埋却する区域</u></p> <p>(2) <u>家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第28条の2第1項に規定する設備を設置する区域</u></p> <p>(3) <u>前2号の区域に類する区域として人事委員会が認める区域</u></p> <p>24 <u>条例附則第19項に規定する家畜伝染病のまん延を防止するための措置に係る作業であって「人事委員会が定めるもの」とは、次に掲げる作業とする。</u></p> <p>(1) <u>患畜等のとさつ又は死体の焼却若しくは埋却の作業</u></p> <p>(2) <u>条例附則第19項に規定する家畜伝染病の病原体に汚染された物件又は汚染の危険がある物件の処理作業</u></p> <p>(3) <u>畜舎の内部その他これに準ずる区域として人事委員会が認めるものにおける消毒の作業</u></p> <p>(4) <u>前項第2号の区域における消毒の作業</u></p> <p>(5) <u>前各号の作業に準ずる作業として人事委員会が別に定める作業</u></p> <p>25 <u>条例附則第20項に規定する手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号から第3号までに掲げる作業 4,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第4号及び第5号の作業 2,000円</u></p> <p>26 <u>条例附則第20項に規定する「人事委員会の定める割合」は、100分の25とする。</u></p> <p>27 <u>附則第24項各号に掲げる作業のいずれかに従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る防疫作業等手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p> <p>28 <u>同一の日において、附則第24項各号に掲げる作業で2以上のものに従事した場合の手当の額（前項の規定が適用される場合を含む。）は、最も額の多いいずれかの作業に係る手当（その額が同額の場合にあつては、そのいずれかの作業に係る手当）の額とする。</u></p> <p>(他の職への降任等をされた職員等に対する手当の特例)</p> <p>29 [略]</p>
2	<p>(多学年学級担当手当の支給基準)</p> <p>第16条 条例第12条第1項に規定する教育職員及び給与等条</p>	<p>第16条から第19条まで 削除</p>

例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている教育職員は、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和32年岩手県条例第39号）第2条又は市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例（昭和33年岩手県条例第41号）第2条の適用を受ける者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(3) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

(多学年（学級）担当手当の額)

第17条 条例第12条第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導を担当したとき 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導を担当したとき 290円

第18条及び第19条 削除

(教員特殊業務手当)

第26条の2 [略]

2・3 [略]

4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。

(1) 条例第19条の2第1項第1号アの業務 8,000円

(2) 条例第19条の2第1項第1号イ及びウの業務 7,500円

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

5 [略]

(教員特殊業務手当)

第26条の2 [略]

2・3 [略]

4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。

(1) 条例第19条の2第1項第1号の業務 8,000円

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和8年1月1日から施行する。

2 この規則（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則附則第22項から第28項までの規定は令和7年11月1日から、同規則第11条並びに第13条第7項及び第8項の規定は同月13日から適用する。